

佐賀市都市計画図等取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が作成する都市計画図等の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市計画図等 建設部都市政策課において作成する佐賀都市計画総括図、佐賀都市計画区域図、佐賀市地形図及び管内図のことをいう。
- (2) 公文書 この要領における公文書とは、国若しくは裁判所若しくは地方公共団体の機関又は独立行政法人が設立した大学その他の学術研究を目的とする機関がそれぞれの規程で定める様式をもって作成された文書で、かつ、公印が押印されたものをいう。
- (3) 申請者 都市計画図等の頒布を申請する者、団体等のことをいう。
- (4) 為替 株式会社ゆうちょ銀行が発行する普通為替証書又は定額小為替証書のことをいう。
- (5) 図面収納用筒等 都市計画図等を収納することができる筒等のことをいう。

(都市計画図等の種類及び縮尺)

第3条 都市計画図等の種類及び縮尺は、別表のとおりとする。

(価格の決定)

第4条 都市計画図等の価格は、都市計画図等の作製経費、他団体における価格その他必要な事項を勘案し、市長が決定するものとする。

2 都市計画図等の価格を変更するときは、前項の規定を準用する。

(都市計画図等の管理)

第5条 都市計画図等は、都市政策課長が管理する。

2 都市政策課長は、都市計画図等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 都市政策課長は、都市計画図等の管理を行うに当たり、佐賀市財務規則（平成17年佐賀市規則第62号）第137条第2項による供用簿を作成しなければならない。

(担当者の設置)

第6条 都市政策課長は、都市計画図等に関する事務（以下「都市計画図等事務」という。）を行わせるため、担当者を置くことができる。

2 担当者は、都市計画図等事務を市が定める規程により、適切に処理しなければならない。

(都市計画図等の作製)

第7条 都市政策課長は、本市の都市計画が決定又は変更された場合、都市計画図等の在庫が不足した場合その他必要な場合には、都市計画図等を作製しなければならない。

2 都市計画図を作製する際の契約方法は、原則として一般競争入札若しくは指名競争入札又は総務部契約検査課による業者選定によらなければならない。

3 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項各号に該当する場合で、かつ、都市政策課長がやむを得ないと認める場合は、前項の規定にかかわらず随意契約を行うことができる。

(有償による頒布の原則)

第8条 都市計画図等は、原則として有償による頒布を行わなければならない。

2 国若しくは裁判所若しくは地方公共団体の機関又は独立行政法人が設立した大学その他の学術研究を目的とする機関が申請を行った場合は、前項の規定にかかわらず無償による頒布を行うことができる。

(窓口の設置)

第9条 都市計画図等の頒布を行うため、都市政策課に窓口を設置する。

(窓口申請)

第10条 申請者は、都市計画図等交付申請書(様式第1号)により申請しなければならない。

2 市の機関が無償による頒布を申請するときは、前項の規定にかかわらず、都市計画図等公用交付申請書(様式第2号)により申請しなければならない。

3 第8条第2項に規定する機関が無償による頒布を申請するときは、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を記載した公文書をもって申請しなければならない。

- (1) 無償による頒布の理由
- (2) 都市計画図等の種類
- (3) 都市計画図等の縮尺
- (4) 必要な枚数

(郵送申請)

第11条 申請者は、都市計画図等の頒布を郵送により申請することができる。

2 郵送による申請は、次に掲げるものをもって行わなければならない。

- (1) 送料分の切手を貼り付けた返信用の封筒
- (2) 都市計画図等交付申請書(様式第1号)及び合計金額分の為替

3 第8条第2項に規定する機関が無償による頒布を申請する場合には、前項第2号の規定に関わらず、前条第3項各号に掲げる事項を記載した公文書をもって代えることができる。

4 郵送による申請を行うものが都市計画図等の頒布を大量に申請する場合は、第2項第1号の規定にかかわらず、図面収納用筒等をもって代えることができる。この場合において、図面収納用筒等の送付に係る配送料は申請者が負担しなければならない。

(月計報告)

第12条 担当者は、都市計画図等の頒布に係る都市計画図書頒布収入代金月計表を整備し、都市政策課長の決裁を受けなければならない。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

種 類	縮 尺
佐賀都市計画総括図	1 / 25,000
佐賀都市計画総括図（中部地区）	1 / 10,000
佐賀都市計画総括図（北部・東部地区）	1 / 10,000
佐賀市地形図	1 / 25,000
佐賀市地形図	1 / 10,000
佐賀市地形図	1 / 2,500
佐賀市地形図（中部地区）	1 / 10,000
佐賀市地形図（北部・東部地区）	1 / 10,000
佐賀市地形図（川副地区）	1 / 10,000
佐賀市地形図（東与賀地区）	1 / 10,000
佐賀市地形図（久保田地区）	1 / 10,000
佐賀都市計画図（A3版）	1 / 2,500
佐賀市地形図（A3版）	1 / 2,500
佐賀都市計画区域図	1 / 25,000
佐賀市管内図	1 / 50,000

様式第 1 号

都市計画図等交付申請書

平成 年 月 日

佐賀市長 様

申請者 住 所 _____

会社名又は氏名 _____

以下の都市計画図書を購入します。

種 別	縮 尺	単 価	枚 数	金 額
都市計画総括図	1/25,000	1,200 円		
都市計画総括図 (中部地区)	1/10,000	1,200 円		
都市計画総括図 (北部・東部地区)	1/10,000	1,200 円		
地形図	1/25,000 No.	200 円		
地形図	1/10,000 No.	200 円		
地形図	1/10,000 No.	200 円		
地形図	1/ 2,500 No.	200 円		
地形図	1/ 2,500 No.	200 円		
地形図	1/ 2,500 No.	200 円		
地形図 (中部地区)	1/10,000	200 円		
地形図 (北部・東部地区)	1/10,000	200 円		
地形図 (川副地区)	1/10,000	200 円		
地形図 (東与賀地区)	1/10,000	200 円		
地形図 (久保田地区)	1/10,000	200 円		
都市計画図 (A 3 版)	1/2,500	300 円		
地形図 (A 3 版)	1/2,500	100 円		
佐賀都市計画区域図	1/25,000	200 円		
佐賀市管内図	1/50,000	700 円		
			枚	円

領収書番号

受付交付

都市計画図等公用交付申請書

平成 年 月 日

都市政策課長 様

申請者 所属名 _____

氏名 _____

申請理由

以下の都市計画図書の公用交付を依頼します。

種 別	縮 尺	単 価	枚 数
都市計画総括図	1/25,000	1,200 円	
都市計画総括図 (中部地区)	1/10,000	1,200 円	
都市計画総括図 (北部・東部地区)	1/10,000	1,200 円	
地形図	1/25,000 No.	200 円	
地形図	1/10,000 No.	200 円	
地形図	1/10,000 No.	200 円	
地形図	1/ 2,500 No.	200 円	
地形図	1/ 2,500 No.	200 円	
地形図	1/ 2,500 No.	200 円	
地形図 (中部地区)	1/10,000	200 円	
地形図 (北部・東部地区)	1/10,000	200 円	
地形図 (川副地区)	1/10,000	200 円	
地形図 (東与賀地区)	1/10,000	200 円	
地形図 (久保田地区)	1/10,000	200 円	
都市計画図 (A 3 版)	1/2,500	300 円	
地形図 (A 3 版)	1/2,500	100 円	
佐賀都市計画区域図	1/25,000	200 円	
佐賀市管内図	1/50,000	700 円	
			枚

受付交付
